

国民健康保険の子供に係る均等割保険料（税）軽減措置の対象範囲拡大の検討を求める意見書

国民健康保険は、市町村などを単位とする公的医療保険制度の一つとして、会社員等が加入する被用者保険とともに、国民皆保険制度を支える要の役割を60年近く果たしてきました。

しかしながら、会社員等が加入する被用者保険においては、被保険者の報酬額により保険料が算定されるため、扶養する子供の人数が増えても保険料は変わらないのに対して、国民健康保険は、世帯内の全ての加入者数に均等割保険料（税）が賦課されるため、子供の人数に応じた保険料（税）の負担が増加することになります。

このため、医療保険制度間の公平を図るとともに、子育て世帯の経済的な負担の軽減に取り組むことが必要であります。

昨年、厚生労働省社会保障審議会の医療保険部会で子供に係る均等割保険料（税）の軽減措置が必要との報告が行われ、国において、令和4年度から均等割保険料（税）の軽減措置の導入に向けた法改正等が行われたところですが、対象となる子供の範囲は未就学児に限定されています。

よって、国におかれましては、子育て世帯の負担軽減を図るため、子供に係る均等割保険料（税）軽減措置の対象範囲拡大について検討されるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年6月29日

北海道江別市議会

提出先
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
厚生労働大臣